

共 済 契 約 約 款 等

名 称	頁
共済契約約款	61
年金資産の運用に関する基本方針	75
共済事業運営委員会規程	81
共済事業運営委員会小委員会設置要綱	83
社会福祉法人高知県社会福祉協議会会員規則	84

高知県民間社会福祉施設職員退職給付金共済契約約款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この高知県民間社会福祉施設職員退職給付金共済契約約款（以下「共済約款」という。）は社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第32条第1項第5号に定める民間社会福祉施設職員退職手当共済事業（以下「共済事業」という。）の共済契約に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この共済約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉施設

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第2条に規定する施設のうち国及び地方公共団体以外のものが経営する高知県内に所在する施設又は高知県内の社会福祉法人その他のものが経営する施設で、県社協会員規則による会員である施設をいう。

(2) 経営者

社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他のものをいう。

(3) 職員

経営者に使用され、かつ、そのものの経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する有給の者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

(4) 共済契約

経営者が、定款及びこの共済約款の定めるところにより、県社協に掛金を納付して預託することを約し、県社協が経営者から権限の委任を受け、その経営者に使用されかつ県社協に登録されているものについて定款及びこの共済約款の定めるところにより、すべての経営者から預託された退職積立金を運用管理すると共に退職給付金の支給に関する諸条件等を約する契約をいう。

(5) 共済契約者

共済契約の当事者である経営者をいう。

(6) 被共済職員

共済契約者に使用されている職員のうち、就業規則、労働協約等により、退職給付金の受益者とされた者をいう。

第2章 共済契約の締結等

(共済契約の締結)

第3条 共済契約は、定款及びこの共済約款によって締結する。

(共済契約の申込み)

第4条 共済契約の申込みをしようとする経営者は、使用している職員について被共済職員となることの承諾を得て、退職給付金共済契約申込書（以下「契約申込書」という。）を県社協に提出しなければならない。

(共済契約締結の拒否)

第5条 県社協は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒否してはならない。

- (1) 共済契約の申込者が第11条第1項第2号の規定により共済契約を解除され、その解除の日から起算して6箇月を経過しないものであるとき。
- (2) 共済契約の申込者が共済契約者であったことがある者である場合において、その者につき納付期限をこえてまだ納付されていない掛金（延滞金を含む。）があるとき。

- (3) 共済契約の申込者がその使用する職員に対する給与の支払いを怠っているとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の記載が行われているとき。

(契約の成立及び効力の発生)

第6条 共済契約は県社協が共済契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生じる。

(被共済職員の登録)

第7条 県社協は、共済契約の申込みを承諾したときは、その契約に係る職員を被共済職員として被共済職員台帳（以下「台帳」という。）に登録しなければならない。

(承諾の通知)

第8条 県社協は、共済契約の申込みを承諾したときは、退職給付金共済契約書（以下「契約書」という。）に共済約款を添えて、これを申込者に送付しなければならない。

(契約締結拒否の通知)

第9条 県社協は、共済契約の締結を拒否したときは、その理由を付して、その旨を申込者に文書で通知しなければならない。

(被共済職員の異動)

第10条 共済契約者は、新たに被共済職員になろうとする者があるときは、その者について被共済職員追加申込書を県社協に提出しなければならない。

2 県社協は、前項の規定により追加申込があった者が、被共済職員であったことがある者である場合は、加入の審査を行うことができる。

3 共済契約者は、被共済職員から被共済職員でなくなる（以下「脱退」という。）の申出があったとき又は被共済職員が第22条第1項に規定する退職をしたときは、その者について被共済職員脱退・退職届を県社協に提出しなければならない。

4 前項の規定により脱退の申出があったときは、脱退の申出があったときから被共済職員の地位を失う。

5 県社協は、第3項に規定する被共済職員脱退・退職届を受理したときは、脱退の申込みがあったとき又は退職したときから、その者を台帳から抹消しなければならない。

6 第6条から前条までの規定は、第1項及び第2項の規定を適用する場合に準用する。

(県社協の行う契約の解除)

第11条 県社協は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除する。

(1) 共済契約者が経営者でなくなったとき（ただし、第25条第2項に規定する場合を除く。）。

(2) 共済契約者が納付期限後3箇月以内に掛金を納付しないとき。

2 県社協は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 共済契約者が第31条ないし第35条に規定する届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。

(2) 共済契約者又はその代理人、使用人その他の従業員が第37条に規定する立入検査に際し、検査員の質問に答えず、もしくは偽りの陳述をし、又は同条の立入検査を拒み、妨げもしくは忌避したとき。

3 県社協は、前2項の規定により共済契約を解除したときは、その契約にかかる被共済職員にその旨を通知しなければならない。

(共済契約者の行う契約の解除)

第12条 共済契約者は、すべての被共済職員の承諾を得たときは、共済契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による共済契約の解除は、同項の承諾があったことを証する書類を添え、その旨を県社協に文書で通知しなければならない。

(契約解除の効力)

第13条 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じる。

第3章 掛金及び負担金

(掛金の納付)

第14条 共済契約者は、共済契約を締結した日の属する月から共済契約の効力がなくなった日の属する月まで掛金を毎月県社協に納付しなければならない。

第15条 掛金の月額は、共済契約者が使用している各被共済職員の当該月の次条に規定する掛金基準給与額に退職共済掛金として1000分の32を、事務費掛金として1000分の2を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、被共済職員が職務に従事しなかったため、本俸の全額を支給しなかった月は、その者にかかる掛金は算入しない。

- 2 前項に規定するそれぞれの掛金の率は、退職給付金共済制度の財政の健全化と掛金の適正化を図るため少なくとも3年ごとに収支の状況の再計算を行ない、財政状態に応じて変更することができる。

(掛金基準給与額)

第16条 掛金基準給与額は、被共済職員の毎年4月1日現在の本俸月額とする。ただし、4月1日現在において休職中の者については、復職月の本俸月額とする。

- 2 新たに被共済職員となった者の掛金基準給与額は、被共済職員となった日の属する月の本俸月額とする。
- 3 前項に規定する掛金基準給与額は、被共済職員となった日の属する月から当該年度末までの各月の掛金基準給与額とする。
- 4 本俸月額は、俸給表の額と特殊業務手当又はこれに類する手当の合算額をいう。
- 5 月給制を採用していない場合の、本俸月額の算定は次の各号の定めるところによる。
- (1) 年俸制の場合は、賞与及び諸手当に該当する部分を除いた年俸額を12で除した額とする。
- (2) 日給月給制の場合は、交通費等の諸手当を除いた日給の額に21を乗じた額とする。
- (3) 時給の場合は、一日の契約時間に時給を乗じた額を前号の日給として本俸月額を算定する。

(掛金の納付方法及び納付期限)

第17条 共済契約者は、当該月分掛金を翌月の15日までに県社協の指定する金融機関に口座振替により納付しなければならない。口座振替が出来ない場合は、県社協が別に定める納付書により払込むものとする。

(納付期限の延長)

第18条 県社協は、共済契約者が災害その他やむを得ない理由により、掛金を納付することができないときは、その納付期限を延長することができる。

- 2 前項に規定する掛金の納付期限の延長を申請しようとするものは、その理由及び希望する期限を記載した申請書を県社協に提出しなければならない。
- 3 県社協は、掛金の納付期限を延長したときは、遅滞なく、その旨及び延長期限を共済契約者に文書で通知しなければならない。

(延滞金)

第19条 共済契約者は、掛金を納付期限までに納付しないときは、延滞金を納付しなければならない。ただし、次項の規定により計算した延滞金の額が50円未満であるときは、その

限りでない。

- 2 前項に規定する延滞金の額は、掛金の額100円につき1日3銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額とする。
- 3 前項の規定によって計算して得た額に10円未満の端数が生じたときは、5円未満は切り捨て、5円以上は切り上げる。

（被共済職員の負担金）

- 第20条 被共済職員は、第15条に定める掛金のうち、退職共済掛金について自己にかかる掛金基準給与額に1000分の16（以下「負担率」という。）を乗じて得た額を被共済職員となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月まで負担しなければならない。ただし、職務に従事しなかったため本棒の全額の支給を受けなかった月はこの限りでない。
- 2 前項に規定する負担率は、第15条第2項の規定により掛金の率に変更されたときは、それに準じて変更する。

（負担金の納付）

- 第21条 被共済職員は、各月の末日までに当月分の負担金を自己の使用されている共済契約者に納付しなければならない。

第4章 退職給付金

（退職給付金支給の要件等）

- 第22条 共済契約者は、被共済職員が退職（被共済職員が第11条第1項第2号、同条第2項各号又は第12条第1項の規定による共済契約の解除、もしくは脱退以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ）したときは、当該被共済職員（退職が死亡によるときであるときは、その遺族）に対して、次項に定めるところにより算定した退職給付金を支給するものとする。ただし第12条第1項の規定による共済契約の解除、もしくは任意脱退により、被共済職員でなくなった者に対しては、その者の被共済職員として加入期間中に県社協に納付した拠出金の元利合計相当額を支給対象とする。
- 2 退職給付金の額は、退職した日の属する月から起算して、その前の12箇月間の各月における本俸月額合計額の12分の1に相当する額（以下「退職手当算定基準給与額」という。）に退職給付金支給率表（別表1）に掲げる被共済職員期間に応じた支給率を乗じて得た額とする。ただし、被共済職員の期間が1年未満の者の退職給付金の額は、その者の被共済職員として加入期間中に県社協に納付した拠出金の元利合計相当額とする。
 - 3 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（退職給付年金支給の要件等）

- 第23条 共済契約者は、被共済職員期間が20年以上で被共済職員でなくなった者に退職給付金を支給する場合（ただし、第11条又は第12条に規定する共済契約の解除もしくは任意脱退により支給する場合を除く。）にあっては、当該退職給付金を年金（以下「退職給付年金」という。）として支給するものとする。
- 2 退職給付年金の月額額は、前条第2項に定める退職給付金の額を111.287で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。
 - 3 退職給付年金の支給期間は10年とし、毎年2月、5月、8月および11月の各末日までにそれぞれ前月までの分を支給する。
 - 4 退職給付年金を受給中の者が死亡した場合には、その者の遺族（その者が遺族の場合には、その他の遺族）に、10年から既に支給された年金の支給期間を差し引いた期間、引き続き同額の年金を支給する。

（年金に代えて支給する一時金）

- 第23条の2 共済契約者は、退職給付年金の受給者又はその遺族が一時金の支給を希望する

ときは、年金に代えて一時金を支給するものとする。

2 年金の支給開始後に、第11条又は第12条の規定により共済契約が解除されたときは、年金に代えて一時金を支給するものとする。

3 前2項の規定による一時金の額は、次の各号により計算される額とする。

(1) 年金の支給開始前に一時金を支給するとき

第22条第2項を準用して計算された額

(2) 年金の支給開始後に一時金を支給するとき

当該一時金の支給を申し出た者が受ける権利を有していた年金の月額に、当該一時金の給付事由が生じた日の属する月の翌月以降その者に支給すべきであった年金の支給期間に応じ、(別表2)に定める年金現価率を乗じて得た額

(退職積立金の支払)

第23条の3 県社協は、共済契約者に退職給付金として退職積立金を支払う。ただし、退職給付年金として退職積立金を支払う場合は、その支払月が到来した分について支払う。

(年金受給者の登録)

第23条の4 県社協は、退職給付年金として退職積立金を支払ったときは、当該年金の受給者を年金受給者台帳に登録しなければならない。

2 県社協は、年金としての支給が終了したときは、その者を年金受給者台帳から抹消しなければならない。

(遺族の範囲及び順位)

第24条 第22条、第23条又は第23条の2の規定により退職給付金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前各号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

(4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号の規定に該当しない者

2 退職給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号の規定する順序による。この場合において父母については養父母、実父母の順により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順による。

3 前項の規定により退職給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、退職給付金はその人数によって等分して支給する。

(被共済職員期間の計算)

第25条 被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、その者が被共済職員となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までこれを算入する。ただし、第20条第1項ただし書きの規定によりその者が負担金を納付することを要しない月があるときは、その月は被共済職員期間に算入しない。

2 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで共済契約者であり、かつ、変更後の経営者がその変更時から変更前の共済契約を引き続き継続することを承諾したときは、経営者の変更前の被共済職員は、引き続き変更後の経営者にかかる被共済職員であったものとみなす。

3 被共済職員であった者が退職した場合において、その者が退職給付金の支給を受けずに退職の日の前日から起算して1月以内に再び被共済職員となり引き続き1年以上被共済職員であったときは、その間引き続き被共済職員であったものとみなす。

- 4 引き続き1年以上被共済職員であった者が、第11条第1項第2号又は同条第2項各号の規定によって、共済契約が解除されたことによって被共済職員でなくなった場合において、その者が被共済職員でなくなった日から起算して5年以内にさらに被共済職員となり、引き続き1年以上被共済職員であったときは、前後の各期間につき前3項の規定によって計算した被共済職員期間を合算する。

(退職積立金の請求)

第26条 共済契約者は、退職給付金の支給をしようとするときは、退職積立金請求書を県社協に提出しなければならない。

- 2 被共済職員の死亡に伴い、退職給付金の受給権者が被共済職員の遺族であるときは、前項の退職積立金請求書に遺族であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

(退職給付金決定通知)

第27条 県社協は、退職積立金の支払をしようとするときは、退職給付金の額及びその支払を行なう金融機関を記載した退職給付金決定通知書を共済契約者及び退職者（又は遺族）に対して送付しなければならない。

(支払の差止め)

第28条 県社協は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者がその退職の日の属する月までの掛金を納付するまでは、その退職にかかる退職積立金の支払を差し止めることができる。

(支給の制限)

第29条 共済契約者は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職給付金を支給しない。

ただし、その者の被共済職員として加入期間中に県社協に納付した拠出金の元金合計相当額は返還する。

- 2 共済契約者は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職給付金を支給しない。被共済職員の死亡前にその死亡によって退職給付金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者も同様とする。

(譲渡等の禁止)

第30条 退職給付金の支給を受けるべき権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

第5章 共済契約者の届出

(経営者でなくなった場合の届出)

第31条 共済契約者は、経営者でなくなったときは、遅滞なくその旨及び経営者でなくなった年月日を記載した届書に契約書を添えて県社協に提出しなければならない。

(被共済職員の届出)

第32条 共済契約者は、毎年4月1日において前年度から引き続き使用している被共済職員について、被共済職員状況届を4月15日までに県社協に提出しなければならない。

(共済契約者の氏名等の変更の届出)

第33条 共済契約者は、その氏名もしくは名称又は住所を変更したときは、すみやかに変更後の氏名もしくは名称又は住所及び変更年月日を記載した届書を県社協に提出しなければならない。

(被共済職員の氏名の変更届出)

第34条 被共済職員は、その氏名を変更したときは、すみやかにその旨及び変更の年月日を共済契約者に申出なければならない。

2 共済契約者は、前項の申出を受けたときは、すみやかに当該被共済職員の変更前及び変更後の氏名並びに変更の年月日を記載した届書を県社協に提出しなければならない。

(退職給付年金の受給者の届出)

第34条の2 退職給付年金の受給者は、毎年1回生存に関する届出を共済契約者に提出しなければならない。

2 退職給付年金の受給者が死亡したときは、その者の遺族（その者が遺族の場合には、その他の遺族）は、すみやかにその旨を共済契約者に申出なければならない。

3 共済契約者は、前項の申出を受けたときは、すみやかに当該受給者の氏名及び死亡の年月日を記載した届出書を県社協に提出しなければならない。

(退職給付年金の受給者の変更等の届出)

第34条の3 退職給付年金の受給者は、その氏名又は年金の受取方法を変更したときは、すみやかにその旨及び変更の年月日を共済契約者に申出なければならない。

2 共済契約者は、前項の申出を受けたときは、すみやかにその変更の内容及び変更の年月日を記載した届書を県社協に提出しなければならない。

(諸届)

第35条 第31条から前条までに規定するほか共済契約者は、被共済職員の状況に関する事項について、県社協から届出を求められたときは、すみやかにその事項を記載した届書を県社協に提出しなければならない。

第6章 被共済職員の特例等

(65歳以上の被共済職員の特例)

第36条 65歳に達した被共済職員の取扱については、次の各号に掲げるとおり特例を定める。

(1) 掛金の納付については、第14条の規定にかかわらず被共済職員が65歳に達した月の翌月からは納付を要しない。

(2) 第22条第2項の「退職した日」は「65歳に達した日」と読み替える。

(3) 第25条第1項の「被共済職員でなくなった日」は、「65歳に達した日」と読み替える。

(4) 第12条第1項の規定による共済契約の解除、もしくは任意脱退により被共済職員でなくなった者については、第22条第1項ただし書きの規定は適用せず、前2号の規定により退職給付金を算定する。

(立入検査)

第37条 県社協は、必要があると認めるときは、職員をして社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入って、被共済職員もしくは掛金又は負担金に関する事項について、関係人に質問させ又はこれらの事項に関する帳簿書類等を検査することができる。

(被共済職員台帳等の閲覧請求)

第38条 被共済職員又は被共済職員であった者は、自己に利害関係のある範囲内において、台帳及び年金受給者台帳の閲覧を請求することができる。ただし、記録の保存又は県社協の事務に支障があるときは、この限りでない。

(契約証書の紛失等の処理)

第39条 共済契約者は、契約書を紛失し又は汚損したときは、すみやかにその旨を県社協に

届出なければならない。この場合において、契約書があるときはこれを添えなければならない。

2 県社協は、前項の届出があったときは、更に契約書を作成し、共済契約者に交付する。

3 元の契約書を発見したときは、すみやかに県社協に送付しなければならない。

第7章 退職積立金の積立及び管理運用

(退職積立金の積立)

第40条 県社協は、第15条第1項に定める退職共済掛金を、共済事業にかかる退職給付金の給付にあてるべき退職積立金として積み立てなければならない。

(財産の分別管理)

第41条 県社協は、前条の退職積立金を運用することにより得られる利益を享受することができない。

2 県社協は、共済契約者から預託された資産と、その他の資産を区別して管理しなければならない。

(債務の範囲)

第42条 県社協がこの共済契約に基づき、負担する債務については、共済契約者から預託された資産（次条の規定に基づき信託契約により信託財産として運用管理する資産にあっては、その時価）の限度内において履行の責任を負う。

(財産の管理)

第43条 退職積立金の管理は、特別な事情を除いては、信託業務を行なう金融機関との信託契約、又は金融機関への預託の方法による。

(退職積立金の運用)

第44条 退職積立金の運用は、退職給付金の支払を将来にわたり確実に行なうため、必要とされる収益を長期的に確保できるよう、別に定める年金資産の運用方針に従い、適切に行なわなければならない。

(財政再計算)

第45条 共済事業の財政の健全化を図るため、財政再計算を行なうものとする。

2 前項の財政再計算の時期は、第15条第2項の規定により収支の状況の再計算を行う時期とする。

(積立水準の回復計画)

第46条 財政再計算により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は積立水準の回復計画を策定し実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は、共済契約者にすみやかに開示しなければならない。

(共済契約者の同意)

第47条 県社協は、次に掲げる場合は、共済契約者総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(1) 第43条に定める信託契約等の年金資産の運用に関する規定を変更するとき。

(2) 第44条に定める信託契約等に基づく年金資産の運用方針を変更するとき。

2 県社協は、前項に規定する共済契約者の同意を得る場合は、規程の改正案を共済契約者に提案しなければならない。

3 共済契約者は、前項の提案を受理したときは、別に定める意向確認書を作成し県社協に提

出しなければならない。

附 則

- 1 この共済約款は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 昭和45年4月末日までに被共済職員になったもので、被共済職員となったときに使用されていた経営者に被共済職員となる前に職員として引き続き使用されていた場合には、その者の被共済職員期間の計算は第25条第1項の規定にかかわらず、職員となった日から起算する。ただし、職員となったときが昭和36年10月1日以前のときは、昭和36年10月1日から起算する。

附 則

- 1 この共済約款は、昭和59年4月1日から施行し、昭和58年3月1日から適用する。ただし、第15条第1項に定める掛金率及び附則第2項、第3項については、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 第15条第1項、第16条各号及び第20条第1項に規定する掛金基準給与額は、35万円を上限額とする。
- 3 第23条第1項第1号に規定する退職手当算定基準給与額は、昭和59年4月1日以降の被共済職員期間につき、上限額を35万円とする。
- 4 昭和59年3月31日以前に共済契約者に交付している高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済契約証書については、昭和58年3月1日以降、記載内容の一部を次のとおり読み替えるものとする。
 - ① 高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済契約証書を高知県民間社会福祉施設職員退職給付金共済契約証書に
 - ② 高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済契約約款を高知県民間社会福祉施設職員退職給付金共済契約約款に

附 則

- 1 この共済約款は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第15条第1項、第16条各項及び第20条第1項に規定する掛金基準給与額ならびに第23条第1項第1号に規定する退職手当算定基準給与額は、社会福祉施設職員退職手当共済法施行令第2条に定める退職手当の額の計算の基礎となる額の上限額の125,000円上位の額をもって、上限額とする。ただし、昭和59年3月31日以前の被共済期間については、退職手当算定基準給与額の上限額は適用しないものとする。

附 則

この共済約款は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この共済約款は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この共済約款は、平成13年6月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。ただし、退職手当支給率表の改正に伴う経過措置として、適用の日前に退職した者の被共済職員期間の支給率は、改正前の支給率とし、適用の日以後に退職した者の退職手当金の額については、適用日の被共済職員期間の改正前支給率で計算した退職手当金の額と、退職日までの被共済職員期間の改正後支給率で計算した退職手当金の額を比べて多い方の額を退職手当金の額とする。

附 則

- 1 この共済約款は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年10月31日に被共済職員である者（以下「継続被共済職員」という。）の被

共済職員期間の計算は、第25条第1項の規定にかかわらず、平成15年11月1日から起算する。

- 3 継続被共済職員の平成15年10月31日現在で退職した場合において支給される改正前の制度での退職給付金のうち、退職手当金と被共済職員拠出金元利合計相当額を確定し、その合計額を「変更時持分」とする。ただし、退職手当金の算定基準給与額は、平成15年10月31日現在の掛金基準給与額を充てるものとする。
- 4 継続被共済職員が、平成15年11月1日以降に退職した場合の退職給付金の額は、第23条により計算した退職給付金と、前項の「変更時持分」に平成15年11月1日以降の被共済職員の期間に応じて変更時持分に対する乗率表（別表2）に掲げる率を乗じて得た額との合計額とする。

附 則

- 1 この共済約款は、平成16年12月8日から施行し、平成15年11月1日から適用する。
- 2 継続被共済職員が、平成15年11月1日以降に退職した場合の退職給付金の額は、第22条第2項により計算した退職給付金と、「変更時持分」に平成15年11月1日以降の被共済職員の期間に応じて変更時持分に対する乗率表（別表3）に掲げる率を乗じて得た額との合計額とする。

附 則

この共済約款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この共済約款は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この共済約款は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条の規定 平成20年12月12日
- (2) 第47条の規定中、共済財団が共済契約者の同意を得ること 平成21年3月3日

附 則

- 1 この共済約款は、平成24年12月20日から施行する。
- 2 第15条第1項、第16条各項及び第20条第1項に規定する掛金基準給与額ならびに第22条第2項に規定する退職手当算定基準給与額は、社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第3条に定める退職手当の額の計算の基礎となる額の上限の125,000円上位の額をもって、上限額とする。ただし、昭和59年3月31日以前の被共済期間については、退職手当算定基準給与額の上限は適用しないものとする。

附則（平成25年3月22日）

- 1 この共済約款は、財団法人高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団（以下「共済財団」という。）が高知県内の民間社会福祉施設に勤務する職員の退職手当共済制度に関する事業を県社協に移管して、平成25年3月31日をもって解散することに伴い、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この共済約款の改正前の規定により平成25年3月31日までに、解散前の共済財団が共済契約者との間で行った契約は、県社協と共済契約者が行ったものとみなす。

附則（平成26年12月19日）

この共済約款は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成２７年３月２５日）

この共済約款は、平成２７年４月１日から施行する。

附則（平成２８年３月２５日）

この共済約款は、平成２８年４月１日から施行する。

退職給付金支給率表

別表 1

月数 被共済 職員期間	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
1年	0.230	0.248	0.267	0.285	0.303	0.322	0.340	0.358	0.377	0.395	0.413	0.432
2年	0.450	0.468	0.485	0.503	0.520	0.538	0.555	0.573	0.590	0.608	0.625	0.643
3年	0.660	0.678	0.695	0.713	0.730	0.748	0.765	0.783	0.800	0.818	0.835	0.853
4年	0.870	0.903	0.937	0.970	1.003	1.037	1.070	1.103	1.137	1.170	1.203	1.237
5年	1.270	1.303	1.337	1.370	1.403	1.437	1.470	1.503	1.537	1.570	1.603	1.637
6年	1.670	1.712	1.753	1.795	1.837	1.878	1.920	1.962	2.003	2.045	2.087	2.128
7年	2.170	2.226	2.282	2.338	2.393	2.449	2.505	2.561	2.617	2.673	2.728	2.784
8年	2.840	2.871	2.902	2.933	2.963	2.994	3.025	3.056	3.087	3.118	3.148	3.179
9年	3.210	3.241	3.272	3.303	3.333	3.364	3.395	3.426	3.457	3.488	3.518	3.549
10年	3.580	3.611	3.642	3.673	3.703	3.734	3.765	3.796	3.827	3.858	3.888	3.919
11年	3.950	3.980	4.010	4.040	4.070	4.100	4.130	4.160	4.190	4.220	4.250	4.280
12年	4.310	4.341	4.372	4.403	4.433	4.464	4.495	4.526	4.557	4.588	4.618	4.649
13年	4.680	4.711	4.742	4.773	4.803	4.834	4.865	4.896	4.927	4.958	4.988	5.019
14年	5.050	5.081	5.112	5.143	5.173	5.204	5.235	5.266	5.297	5.328	5.358	5.389
15年	5.420	5.450	5.480	5.510	5.540	5.570	5.600	5.630	5.660	5.690	5.720	5.750
16年	5.780	5.811	5.842	5.873	5.903	5.934	5.965	5.996	6.027	6.058	6.088	6.119
17年	6.150	6.181	6.212	6.243	6.273	6.304	6.335	6.366	6.397	6.428	6.458	6.489
18年	6.520	6.551	6.582	6.613	6.643	6.674	6.705	6.736	6.767	6.798	6.828	6.859
19年	6.890	6.920	6.950	6.980	7.010	7.040	7.070	7.100	7.130	7.160	7.190	7.220
20年	7.250	7.281	7.312	7.343	7.373	7.404	7.435	7.466	7.497	7.528	7.558	7.589
21年	7.620	7.651	7.682	7.713	7.743	7.774	7.805	7.836	7.867	7.898	7.928	7.959
22年	7.990	8.021	8.052	8.083	8.113	8.144	8.175	8.206	8.237	8.268	8.298	8.329
23年	8.360	8.390	8.420	8.450	8.480	8.510	8.540	8.570	8.600	8.630	8.660	8.690
24年	8.720	8.751	8.782	8.813	8.843	8.874	8.905	8.936	8.967	8.998	9.028	9.059
25年	9.090	9.121	9.152	9.183	9.213	9.244	9.275	9.306	9.337	9.368	9.398	9.429
26年	9.460	9.491	9.522	9.553	9.583	9.614	9.645	9.676	9.707	9.738	9.768	9.799
27年	9.830	9.860	9.890	9.920	9.950	9.980	10.010	10.040	10.070	10.100	10.130	10.160
28年	10.190	10.221	10.252	10.283	10.313	10.344	10.375	10.406	10.437	10.468	10.498	10.529
29年	10.560	10.591	10.622	10.653	10.683	10.714	10.745	10.776	10.807	10.838	10.868	10.899
30年	10.930	10.961	10.992	11.023	11.053	11.084	11.115	11.146	11.177	11.208	11.238	11.269
31年	11.300	11.330	11.360	11.390	11.420	11.450	11.480	11.510	11.540	11.570	11.600	11.630
32年	11.660	11.691	11.722	11.753	11.783	11.814	11.845	11.876	11.907	11.938	11.968	11.999
33年	12.030	12.061	12.092	12.123	12.153	12.184	12.215	12.246	12.277	12.308	12.338	12.369
34年	12.400	12.431	12.462	12.493	12.523	12.554	12.585	12.616	12.647	12.678	12.708	12.739
35年	12.770	12.800	12.830	12.860	12.890	12.920	12.950	12.980	13.010	13.040	13.070	13.100
36年	13.130	13.161	13.192	13.223	13.253	13.284	13.315	13.346	13.377	13.408	13.438	13.469
37年	13.500	13.531	13.562	13.593	13.623	13.654	13.685	13.716	13.747	13.778	13.808	13.839
38年	13.870	13.901	13.932	13.963	13.993	14.024	14.055	14.086	14.117	14.148	14.178	14.209
39年	14.240	14.270	14.300	14.330	14.360	14.390	14.420	14.450	14.480	14.510	14.540	14.570
40年	14.600	14.631	14.662	14.693	14.723	14.754	14.785	14.816	14.847	14.878	14.908	14.939
41年	14.970	15.001	15.032	15.063	15.093	15.124	15.155	15.186	15.217	15.248	15.278	15.309
42年	15.340	15.371	15.402	15.433	15.463	15.494	15.525	15.556	15.587	15.618	15.648	15.679
43年	15.710	15.740	15.770	15.800	15.830	15.860	15.890	15.920	15.950	15.980	16.010	16.040
44年	16.070	16.101	16.132	16.163	16.193	16.224	16.255	16.286	16.317	16.348	16.378	16.409
45年	16.440											

年金現価率表

別表2

月数 年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0		0.991	1.982	2.972	3.963	4.954	5.945	6.935	7.926	8.917	9.908	10.898
1	11.889	12.865	13.841	14.817	15.793	16.769	17.746	18.722	19.698	20.674	21.650	22.626
2	23.602	24.564	25.525	26.487	27.449	28.410	29.372	30.334	31.295	32.257	33.219	34.180
3	35.142	36.090	37.037	37.985	38.932	39.880	40.827	41.775	42.722	43.670	44.617	45.565
4	46.512	47.446	48.379	49.313	50.246	51.180	52.113	53.047	53.980	54.914	55.847	56.781
5	57.714	58.634	59.553	60.473	61.393	62.312	63.232	64.152	65.071	65.991	66.911	67.830
6	68.750	69.656	70.562	71.468	72.374	73.280	74.187	75.093	75.999	76.905	77.811	78.717
7	79.623	80.516	81.408	82.301	83.194	84.086	84.979	85.872	86.764	87.657	88.550	89.442
8	90.335	91.215	92.094	92.974	93.853	94.733	95.612	96.492	97.371	98.251	99.130	100.010
9	100.889	101.756	102.622	103.489	104.355	105.222	106.088	106.955	107.821	108.688	109.554	110.421
10	111.287											

変更時持分に対する乗率表

別表 3

月数 年数	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
0	1.000	1.001	1.003	1.004	1.005	1.006	1.008	1.009	1.010	1.011	1.013	1.014
1	1.015	1.016	1.018	1.019	1.020	1.021	1.023	1.024	1.025	1.026	1.028	1.029
2	1.030	1.031	1.033	1.034	1.035	1.037	1.038	1.039	1.041	1.042	1.043	1.045
3	1.046	1.047	1.049	1.050	1.051	1.052	1.054	1.055	1.056	1.057	1.059	1.060
4	1.061	1.062	1.064	1.065	1.066	1.068	1.069	1.070	1.072	1.073	1.074	1.076
5	1.077	1.078	1.080	1.081	1.082	1.084	1.085	1.086	1.088	1.089	1.090	1.092
6	1.093	1.094	1.096	1.097	1.099	1.100	1.102	1.103	1.104	1.106	1.107	1.109
7	1.110	1.111	1.113	1.114	1.115	1.117	1.118	1.119	1.121	1.122	1.123	1.125
8	1.126	1.127	1.129	1.130	1.132	1.133	1.135	1.136	1.137	1.139	1.140	1.142
9	1.143	1.145	1.146	1.148	1.149	1.151	1.152	1.154	1.155	1.157	1.158	1.160
10	1.161	1.162	1.164	1.165	1.167	1.168	1.170	1.171	1.172	1.174	1.175	1.177
11	1.178	1.180	1.181	1.183	1.184	1.186	1.187	1.189	1.190	1.192	1.193	1.195
12	1.196	1.198	1.199	1.201	1.202	1.204	1.205	1.207	1.208	1.210	1.211	1.213
13	1.214	1.216	1.217	1.219	1.220	1.222	1.223	1.225	1.226	1.228	1.229	1.231
14	1.232	1.234	1.235	1.237	1.238	1.240	1.241	1.243	1.244	1.246	1.247	1.249
15	1.250	1.252	1.253	1.255	1.256	1.258	1.260	1.261	1.263	1.264	1.266	1.267
16	1.269	1.271	1.272	1.274	1.275	1.277	1.279	1.280	1.282	1.283	1.285	1.286
17	1.288	1.290	1.291	1.293	1.294	1.296	1.298	1.299	1.301	1.302	1.304	1.305
18	1.307	1.309	1.310	1.312	1.314	1.315	1.317	1.319	1.320	1.322	1.324	1.325
19	1.327	1.329	1.330	1.332	1.334	1.335	1.337	1.339	1.340	1.342	1.344	1.345
20	1.347	1.349	1.350	1.352	1.354	1.355	1.357	1.359	1.360	1.362	1.364	1.365
21	1.367	1.369	1.371	1.372	1.374	1.376	1.378	1.379	1.381	1.383	1.385	1.386
22	1.388	1.390	1.391	1.393	1.395	1.396	1.398	1.400	1.401	1.403	1.405	1.406
23	1.408	1.410	1.412	1.414	1.415	1.417	1.419	1.421	1.423	1.425	1.426	1.428
24	1.430	1.432	1.434	1.435	1.437	1.439	1.441	1.442	1.444	1.446	1.448	1.449
25	1.451	1.453	1.455	1.457	1.458	1.460	1.462	1.464	1.466	1.468	1.469	1.471
26	1.473	1.475	1.477	1.479	1.480	1.482	1.484	1.486	1.488	1.490	1.491	1.493
27	1.495	1.497	1.499	1.501	1.502	1.504	1.506	1.508	1.510	1.512	1.513	1.515
28	1.517	1.519	1.521	1.523	1.525	1.527	1.529	1.530	1.532	1.534	1.536	1.538
29	1.540	1.542	1.544	1.546	1.548	1.550	1.552	1.553	1.555	1.557	1.559	1.561
30	1.563	1.565	1.567	1.569	1.571	1.573	1.575	1.577	1.579	1.581	1.583	1.585
31	1.587	1.589	1.591	1.593	1.595	1.597	1.599	1.600	1.602	1.604	1.606	1.608
32	1.610	1.612	1.614	1.616	1.618	1.620	1.622	1.624	1.626	1.628	1.630	1.632
33	1.634	1.636	1.638	1.640	1.642	1.644	1.647	1.649	1.651	1.653	1.655	1.657
34	1.659	1.661	1.663	1.665	1.667	1.669	1.672	1.674	1.676	1.678	1.680	1.682
35	1.684	1.686	1.688	1.690	1.692	1.694	1.697	1.699	1.701	1.703	1.705	1.707
36	1.709	1.711	1.713	1.716	1.718	1.720	1.722	1.724	1.726	1.729	1.731	1.733
37	1.735	1.737	1.739	1.742	1.744	1.746	1.748	1.750	1.752	1.755	1.757	1.759
38	1.761	1.763	1.765	1.768	1.770	1.772	1.774	1.776	1.778	1.781	1.783	1.785
39	1.787	1.789	1.792	1.794	1.796	1.798	1.801	1.803	1.805	1.807	1.810	1.812
40	1.814	1.816	1.819	1.821	1.823	1.825	1.828	1.830	1.832	1.834	1.837	1.839
41	1.841	1.843	1.846	1.848	1.850	1.853	1.855	1.857	1.860	1.862	1.864	1.867
42	1.869	1.871	1.874	1.876	1.878	1.881	1.883	1.885	1.888	1.890	1.892	1.895
43	1.897	1.899	1.902	1.904	1.906	1.909	1.911	1.913	1.916	1.918	1.920	1.923
44	1.925	1.927	1.930	1.932	1.935	1.937	1.940	1.942	1.944	1.947	1.949	1.952
45	1.954											

(注) 「年数」は、平成15年10月31日に被共済職員である者の平成15年11月1日以降の被共済職員の期間をいう。

年金資産の運用に関する基本方針

社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という）は、年金給付等積立金（以下「年金資産」という）の運用にあたり以下の基本方針を定める。県社協から年金資産の運用や管理を委託された運用受託機関は、本基本方針および別途定める「年金資産の運用ガイドライン」の規定を遵守し年金資産の運用、管理を行うこととする。

（運用目的）

- 1 県社協は、県社協が実施する退職給付金共済契約約款に規定した年金給付金および一時金等（以下「給付費等」という）の支払いを将来にわたり確実に行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

（運用目標）

- 2 目標とする収益率は、将来にわたって健全な退職手当共済制度運営を維持するために必要な収益率、具体的には年金財政上の予定利率を上回るものとする。

また、各運用資産ごとに市場収益率（以下「ベンチマーク」という）を長期的に上回るとともに、各運用受託機関においては、各運用資産ごとのベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることを運用目標とする。

（資産構成）

- 3 前述の運用目標を達成するために、政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）を定め、これに基づいた資産構成割合を別紙の通りに定め、これを維持するよう努める。この政策アセットミックスは、ALM分析等の結果を踏まえて、退職手当共済制度の成熟度等を勘案し、長期的観点から策定する。この政策アセットミックスは原則3年毎に見直しを行うが、年金資産を取り巻く環境の著しい変化があった場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

（運用にあたっての留意事項）

（リスク管理）

4-（1）

県社協は、運用目標を達成するために策定した政策アセットミックスに則し、想定したリスクのもとでリターンを極大化するために、リスク管理に係る以下項目等に十分配慮することとする。

- ・政策アセットミックスを策定する際に、投資対象を選定し、その期待収益率や収益率のリスク、また各投資対象の収益率の相関係数を考慮すること。
- ・合同運用を行う場合は、投資対象とする資産の運用スタイル（ベンチマーク、投資対象、リスクコントロールの目標、リバランス等）について、県社協で想定するスタイルと合致しているかを判別すること。

- ・金融商品販売法に基づいて、新たに投資対象として追加する資産のリスクについて受託運用機関等からも説明を受け、リスクの内容ならびに所在について認識をすること。

(運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価)

4 - (2)

①前述の政策アセットミックスに基づき、投資対象資産区分ごとに可能な範囲で運用スタイル・手法の分散を勘案し、最適な運用受託機関を選任し、各運用受託機関に対し投資対象資産等を定めた「運用ガイドライン」を提示する。なお、運用受託機関の選任にあたっては、当該運用受託機関の下記項目等を十分に検討するものとする。

- ・ 経営理念、経営内容および社会的評価
- ・ 企業年金制度に対する理解と関心
- ・ 運用方針および運用スタイル・手法
- ・ 情報収集体制や意思決定プロセス等運用管理体制
- ・ 法令遵守体制
- ・ 運用担当者の能力・経験実績等
- ・ 年金運用における経験と実績
- ・ 過去の運用実績（パフォーマンス）

②運用受託機関に対して、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係わる年金資産の管理に関する報告書、並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書を原則として四半期ごとに求める。また、必要に応じて県社協とのミーティングを行うことを求める。

③運用受託機関の評価は、定量的評価に定性的評価を加えた総合的な評価で行う。なお、評価期間は原則として3～5年とするが、運用成績が著しく不良である場合や当該運用受託機関に委任することが社会的に著しく不適当と認められる場合等は、この限りではない。

○定量的評価

- ・ 運用資産ごとの評価
各資産ごとの時間加重収益率とベンチマークを比較することにより行う。
- ・ 資産全体の評価
資産全体の時間加重収益率と複合ベンチマークを比較することにより行う。
- ・ 運用受託機関相互の比較評価
資産ごとの時間加重収益率および資産全体の時間加重収益率につき、比較対象として適当な運用機関ごとに比較することにより行う。

なお、各運用資産ごとのベンチマークは次の指標を用いることとする。

- ・ 国内債券 NOMURA-BPI（総合）
- ・ 国内株式 TOPIX（配当込み）

- ・ 外貨建債券 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）
- ・ 外貨建株式 M S C I（K O K U S A I、円換算・配当再投資）
- ・ 短期資産 コール・ローン（翌日物、有担保）
- ・ 新株予約権付社債 日興 C B・パフォーマンス・インデックス
- ・ その他資産（オルタナティブ等） 別途協議するものとする。

○定性的評価

各運用受託機関の組織、運用哲学、運用プロセス、リスク管理、運用能力等につき検討・評価を行う。また、運用実績の報告書やミーティングを通じてディスクロース等に関しても評価を行う。

（運用業務に関し遵守すべき事項）

4－（3）

資産の運用に当たって、次の事項を遵守するものとする。

○各運用資産の共通事項

- ・ 運用上のリスク管理の観点から、十分な分散投資を行うこと。
- ・ 合同運用ファンドでの運用を行う場合は、運用対象および運用スタイルが明確なファンドのみを対象とする。
- ・ 各運用資産ともフルインベストメントを心がけ、余裕資金は必要最小限とすること。また、余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行う。
- ・ デリバティブの利用にあたっては、ヘッジ取引に限定して行うものとし、投機的な取引は行わない。ただし、為替予約取引について、運用効率に資することを目的に行う為替クロスヘッジ取引は容認する。
- ・ 有価証券の運用にあたっては、高い売買回転率による取引コストの増大によって、収益率をかえって低くするようなことは避けること。

○国内債券

- ・ 投資対象は円建債券とし、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

○新株予約権付社債

- ・ 投資対象は原則として国内の各証券取引所、店頭市場に株式公開している企業の発行する円建転換社債とし、投資対象企業の経営内容や発行条件等に関して十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、適切な分散化を図ること。

○国内株式

- ・ 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ・ 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ・ 信用取引は行わないこと。

○外貨建債券

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ・ 投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、発行者等につき適切な分散化を図ること。

○外貨建株式

- ・ 投資対象市場リスクおよび為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ・ 投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行った上で銘柄選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。

○その他資産（オルタナティブ投資等）

- ・ オルタナティブ、不動産、不動産ファンド等の資産に関しては、事前に県社協と協議し、そのリスク・リターン特性、流動性や適正な時価評価、組入れ比率等について検討を行うこと。

○貸付金

- ・ 貸付を行うにあたっては、貸付先の信用リスク、金利、償還日等の貸付条件について十分な調査、分析を行った上で行うこと。

（65歳以上被共済職員の年金資産運用の特例）

5－（１） 県社協は、退職給付金共済契約約款第36条の規定を適用した者の退職積立金（以下「特例退職積立金という」）の運用について、3に定める資産構成とは別に、金融機関の定期預金口座で管理運用するものとする。

5－（２）

①特例退職積立金を預金する金融機関は次の各項目に掲げる基準により選定する。

- ・ 自己資本比率が海外展開する金融機関は8%以上、国内のみに展開する金融機関は4%以上を維持していること。
- ・ 預金量が急激に減少していないこと。
- ・ 株価が他の金融機関と比較して急激に下落していないこと。
- ・ 格付機関による格付が公表されている金融機関にあっては、長期債の格付が投資適格等級であること。

②前の項目の規定を満たさない金融機関には、新規の預金は行わないものとする。

③特例退職積立金を預金している金融機関が①の項目の規定を満たさなくなった場合は、速やかに途中解約等による元本の保全措置を講じなくてはならない。

(その他)

- 6 当基本方針は、県社協が実施する退職手当共済制度の状況、取巻く制度や環境の変化に応じて変更する場合がある。その場合、変更内容は理事会の承認を受け、評議員会の同意を得て、各運用受託機関に対しては文書をもって通知する。

また、当基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上これを行うこととし、基本方針について、受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。

(別紙)

(単位：％)

資産分類	資産構成割合 (時価基準)
国内債券	61
国内株式	11
外貨建債券	15
外貨建株式	11
その他資産	2
合計	100

ただし、上下10％以内の乖離幅を認める。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会
民間社会福祉施設職員退職手当共済事業運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第19条の規定により、民間社会福祉施設職員退職手当共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(運営委員会)

第2条 運営委員会は、民間社会福祉施設職員退職手当共済事業（以下「共済事業」という。）の適正な運営を期するために、次の事項について審議し、その内容を会長に述べるものとする。

- (1) この規程及び高知県民間社会福祉施設職員退職給付金共済契約約款（以下「共済約款」という。）の改廃に関すること。
- (2) 共済事業に関する財政計画、資金運用、管理に関すること。
- (3) その他この共済事業の運営に関する重要事項で、会長が必要と認めた事項に関すること。

(委員の定数及び選出)

第3条 運営委員会は、15名以内の委員で構成する。

2 委員の選出区分は、次のとおりとし、会長が委嘱する。

- (1) 各種別団体の代表者
- (2) 職員（加入者）の代表者
- (3) 高知県社会福祉法人経営者協議会役員
- (4) 関係行政機関の職員（高知県）
- (5) 学識経験者
- (6) 本会役員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員の欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、必要の都度、共済事業担当理事が招集する。

2 運営委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、第2条第1項第1号に規定する共済約款の改廃については、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(小委員会)

第7条 運営委員会に小委員会を置くことができる。

附則(平成25年3月22日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会民間社会福祉施設職員
退職手当共済事業運営委員会小委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会民間社会福祉施設職員退職手当共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）規程第7条の規定に基づき、次に掲げる事項について調査・研究するため、運営委員会委員のうち委員長が指名する者をもって構成する小委員会に関し、必要な事項を定める。

(1) 共済事業に関する資産の運用方針

(2) 共済事業に関する制度の検討

(定義)

第2条 前条第1号について調査・研究するための会を資産運用小委員会という。

2 前条第2号について調査・研究するための会を制度検討小委員会という。

(小委員会の構成)

第3条 小委員会には長を一人置き、小委員会の委員の互選により定める。

2 長は、会務を総括する。

3 長に事故あるときは、あらかじめ長が指名する者がその職務を代理する。

(参考人の招致)

第4条 長が必要と認めた場合には、当該事項に関し、専門知識を有する者を参考人として、会に出席させることができるものとする。

(会議)

第5条 小委員会は、必要な都度、長が招集する。ただし、長が定まるまでの間は、共済事業担当理事が招集する。

2 小委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

附則

この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

社会福祉法人高知県社会福祉協議会会員規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款第18条第3項の規定により会員について定めるものとする。

(会員及び賛助会員)

第2条 本会の会員は、次の各号に該当し、会費を納めたものとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉事業、更生保護事業及び介護保険事業を営営する施設又は事業所
- (3) 社会福祉を目的とする事業を営営する施設又は団体
- (4) 社会福祉に関する活動を行う個人又は団体
- (5) 医療及び保健に関する活動を行う個人又は団体

2 前項第2号に定める会員の単位は、別表のとおりとする。

3 会員が法人又はこれに準ずるものであるときは、代表者を会長に届け出なければならない。

4 本会の賛助会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体で、賛助金を納めたものとする。

(退 会)

第3条 会員は、下記の場合には退会したものとする。

- (1) 本人又は会員法人・団体から申し出があったとき
- (2) 死亡又は解散したとき

2 会員で本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経て退会させることができる。

(年会費)

第4条 会員の年会費は、1会員8,000円とする。ただし、次の各号の会員の年会費は当該各号に定めるものによる。

- (1) 市町村社会福祉協議会

全世帯数から被保護世帯及び準保護世帯を減じた世帯数に10円を乗じた額

- (2) 社会福祉事業、更生保護事業及び介護保険事業を営営する施設又は事業所のうち保育所
定員30名以下1,100円、31名以上60名以下1,400円、61名以上90名以下1,700円、91名以上120名以下2,000円、121名以上150名以下2,300円、151名以上180名以下2,600円、181名以上2,900円

- (3) 別表の2のうち、前号を除く施設又は事業所
4,000円

- (4) 社会福祉、医療及び保健に関する活動を行う個人又は団体のうち
ア 個人 2,000円

イ 市町村民生委員児童委員協議会

所属する民生委員児童委員数に350円を乗じた額

2 賛助会員の年会費は、個人会員は1口1,000円、団体会員は1口5,000円とする。

附 則 (平成11年3月24日)

1 この規則は、平成11年4月1日より適用する。

2 昭和29年4月1日制定の「高知県社会福祉協議会会員規程」は廃止する。

附 則（平成13年 3 月 22日）

この規則は、平成13年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成14年 3 月 22日）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 27日）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月4日）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

社会福祉事業、更生保護事業及び介護保険事業を経営する施設又は事業所の会員単位

- | |
|--|
| <p>1 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム、
介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム
障害者支援施設
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、
児童自立支援施設
救護施設</p> <p>2 前記 1 以外の施設又は事業所</p> |
|--|

